

## **政務活動費の透明性の向上に関する決議**

全国的に政務活動費の私的流用や不適切な使用など、不正事案が次々と明らかとなり、地方議会や議員活動に対する住民の信頼を大きく揺るがすものとなっている。

政務活動費は、交付を受けた会派及び議員が、使途基準を遵守し、支出について、住民に対し説明責任をしっかりと果たしていくべきものであり、会派及び議員が改めてこのことを強く自覚しなければならない。

加えて、失われた住民の信頼を早急に回復するため、各議会において適切な手法により、政務活動費の透明性のより一層の向上を図っていく必要がある。

我々議長は、強いリーダーシップを發揮し、取り組んでいく所存である。

以上、決議する。

平成 28 年 12 月 13 日

**全国都道府県議會議長会**

# 政務活動費制度の運用状況等に関する調査結果

全国都道府県議会議長会  
平成28年11月1日現在調査

## (調査項目)

### 1. 制度運用の現況について

#### (1) 情報公開について

①ホームページへの掲載状況について ······ 1p

②住民からの開示請求に対する領収書の写し等の提供方法 ··· 3p

(2) 議長の調査について ······ 5p

(3) 会派の関与について ······ 8p

(4) 収支報告書等の調査等に係る第三者機関の設置について ··· 10p

(5) いわゆる後払い（精算払い）方式の導入について ······ 11p

(6) これまでに、上記以外の観点から行った運用見直し ······ 12p

(7) 政務活動費に係る事務対応のための職員体制  
(所管部署、職員数、事務内容等) ······ 15p

### 2. 運用見直しに係る検討について

(1) 現在、運用見直しに係る検討を行っている場合は、  
その検討内容等 ······ 19p

(2) 今後、検討を行う予定がある場合は、その検討内容等/  
検討の予定がない場合には、その理由 ······ 20p

## 1. 制度運用の現況について

### (1) 情報公開について

#### ①ホームページへの掲載状況について（その1）

				掲載内容（※収支報告書は概要版を含む。）
	収支報告書のみ	収支報告書、活動報告書	収支報告書、領収書、活動報告書	その他
北海道東北	1 北海道 ○			制度概要、収支状況（総括表）、閲覧等
	2 青森 ○	○		・ホームページに掲載：支出証明書、領収書等の写し集計表、事務所状況報告書、費目ごとの按分率一覧 ・会計帳簿（出納簿）はホームページに掲載していない（掲載予定なし）。
	3 岩手 ○			・政務活動費の交付に関する条例 ・政務活動費の交付に関する規程 ・政務活動費収支報告書等の閲覧に関する要綱
	4 秋田			
	5 宮城 ○			・政務活動費交付条例、同施行規程 ・政務活動費の手引き ・収支報告書等閲覧の案内
	6 山形			・制度概要（手引き含む） ・制度改正の経過 ・閲覧案内
	7 福島 ○			・政務活動費検討会の検討結果について ・福島県政務活動費の交付に関する条例 ・福島県政務活動費の交付に関する条例施行規程 ・政務活動費の手引き
関東	8 東京			
	9 神奈川 ○			・政務活動費の指針 ・収支報告書の閲覧場所等のご案内
	10 千葉			
	11 茨城 ○			政務活動費の内容を県民に良く理解してもらうために、平成28年度交付分から、調査に基づいて政策条例の制定に至った事例や懇親会の質疑等につながった事例など政務活動費の成果を「政務活動実績成果報告書」に記載し、懇親会HPで公開する。
	12 栃木 ○			政務活動費制度の概要、条例やマニュアル等の根拠法令等
	13 熊本 ○			
	14 群馬 ○			
東海北陸	15 山梨			調査研究費における宿泊を伴う県外調査及び海外調査を行った場合に提出する実施報告書概要版（H26年5月30日以降に実施したもの）
	16 長野 ○			
	17 新潟			制度概要、根拠法令
	18 愛知			ア 制度の概要 イ 政務活動費マニュアル
	19 三重 ○			・三重県政務活動費の交付に関する条例 ・政務活動費の交付に関する条例施行規程 ・政務活動費ガイドライン（平成25年3月版） ※掲載開始時は、政務活動費ガイドライン（平成21年6月版）を掲載
	20 静岡 ○			制度概要（条例・規程・適用指針を含む）、閲覧案内
	21 岐阜			・制度概要及び収支報告書等の閲覧方法。 ・職員別等の状況一覧については公開していない。
近畿	22 富山 ○			
	23 石川 ○			
	24 福井 ○			閲覧案内
	25 京都 ○			収支報告書別紙（主たる支出の内容を記載）
	26 大阪 ○			会計帳簿、支払明細書、事務所状況報告書、職員雇用状況報告書
	27 兵庫 ○			会計帳簿、海外視察調査計画書、海外視察調査報告書、職員雇用関係書類（雇用通知書、契約書、雇用に関する申出書等）、各種契約書等、委託業務の成果物、広報紙、備品台帳、切手受取帳、支払証明書等 謹長提出書類全て
	28 奈良			
中国	29 和歌山			
	30 滋賀 ○			
	31 広島 ○			・閲覧開始時期のお知らせ ・収支報告の一覧表（H25～）
	32 岡山			
	33 島根 ○			鳥取県政務活動費交付条例、 鳥取県政務活動費交付条例施行規程、 政務活動費の使途及び支出手続きに関する指針
	34 岸和田 ○			
	35 山口 ○			
四国	36 香川 ○			収支状況総括表
	37 徳島 ○			（活動報告書は領収書等添付票と一体となったもの）
	38 高知 ○			出納簿
	39 愛媛 ○			制度概要、条例、規程、マニュアル
	40 福岡 ○			使途基準マニュアル、関係法令
	41 大分 ○			
	42 佐賀 ○			
九州	43 長崎 ○			
	44 宮崎 ○			
	45 熊本			・熊本県政務活動費の交付に関する条例 ・熊本県政務活動費の交付に関する条例施行規程 ・熊本県議会 政務活動費事務処理の手引き ・政務活動費収支報告書等の閲覧について
	46 鹿児島 ○			
	47 沖縄 ○			
	合計	23	3	4

## (その2)

				掲載開始時期
	収支報告書	領収書	活動報告書	その他
北海道東北	1 北海道	H26. 11		・制度概要、収支状況（総括表）、閲覧等：H26. 11
	2 青森	平成27年7月		・ホームページに掲載：支出証明書、領収書等の写し集計表：平成27年7月掲載開始 ・事務所状況報告書、費目ごとの按分率一覧：平成29年7月掲載開始予定
	3 岩手	H21. 9 (H20交付分から)		
	4 秋田			
	5 宮城	H26. 6. 30 (H25年度分)		・政務活動費交付条例、同施行規程：H26. 6. 30 ・政務活動費の手引：H26. 6. 30 ・収支報告書等閲覧の案内：H26. 6. 30
	6 山形			
	7 福島	平成26年7月		
関東	8 東京			
	9 神奈川	平成27年7月		
	10 千葉			
	11 茨城	平成26年10月1日		「政務活動実施成果報告書」：平成29年7月から
	12 栃木	H27年11月		
	13 埼玉			
	14 群馬	H28. 7. 1		
東海北陸	15 山梨			調査研究費における宿泊を伴う県外調査及び海外調査を行った場合に提出する実施報告書概要版：H27
	16 長野	H14年度	H14年度	制度概要、根拠法令：平成27年8月
	17 新潟			ア 制度の概要：不明 イ 政務活動費マニュアル：H25. 4
	18 愛知			・三重県政務活動費の交付に関する条例：H21. 6. 30 ・三重県政務活動費の交付に関する条例施行規程：H21. 6. 30 ・政務活動費ガイドライン：H21. 6. 30
	19 三重	H21. 6. 30		
	20 静岡	H26年6月末		
	21 岐阜			
近畿	22 富山	H27. 7		
	23 石川			
	24 福井			
	25 京都	H26. 6. 30		
	26 大阪	H27. 7. 30	H27. 7. 30	・会計帳簿、支払明細書、事務所状況報告書、職員履用状況報告書：H27. 7. 30
	27 兵庫	H27. 6. 30 (H26分～)	H28. 7. 4 (H27. 6. 11～8. 3. 31)	・会計帳簿：H27. 6. 30(H26分～) ・その他書類：H28. 7. 4(H27. 6. 11～28. 3. 31)
	28 奈良			
中国	29 和歌山			
	30 滋賀	H28. 6. 30	平成28年度分から	
	31 広島	H26. 07から (H25分～)		・閲覧開始時期のお知らせ：H26. 07から ・収支報告の一覧表（H25～）：H26. 07から
	32 岡山			
	33 鳥取	H20. 7. 1		
	34 島根	平成27年7月		
	35 山口	平成24年7月		
四国	36 香川			収支状況総括表：平成25年度
	37 徳島	H25. 7	H28. 10	H28. 10
	38 高知	H25. 7. 1	H27. 7. 1	H27. 7. 1
	39 愛媛	平成28年7月		・出納簿：H27. 7. 1 制度概要、条例、規程、マニュアル：平成28年7月
	40 福岡	H25. 7. 30		
	41 大分	平成25年7月		
	42 佐賀	H28. 6月		
九州	43 長崎	25年度		
	44 宮崎			
	45 熊本			
	46 鹿児島	H27年度		
	47 沖縄	H26年度		

## ②住民からの開示請求に対する領収書の写し等の提供方法

北海道東北	1 北海道	開示請求書の提出があった日の翌日から起算して14日以内に開示等の決定を行い、書面で決定の内容を通知する。（情報公開条例による）
	2 青森	紙媒体で交付（希望がある場合は郵送）
	3 岩手	岩手県議会情報公開事務取扱要綱第8に基づき、請求者が文書提供申込書を記入の上1枚10円で写しを提供
	4 秋田	県情報公開条例に基づく公開請求により収支報告書と添付書類（調査報告書、領収書等）の写しを提供している。交付に要する費用は公開請求者の負担（1枚10円）。写しの交付に当たっては、個人情報等をマスキングして非公開としている。
	5 宮城	・閲覧に供している収支報告書等（領収書等も含む。非開示部分をマスキング済のもの）の写しの交付申請に対しては、口頭による開示決定を行い、申請枚数の量や担当課の業務の繁忙程度によって、即日又は後日の交付とする。 ・収支報告書等の原本（マスキング前のもの）の場合は、公文書開示請求書を受理した日から起算して15日以内に開示決定等（全部又は一部開示あるいは非開示）を行った上で、写しの交付日について申請者と調整する。※費用は、単色コピー1枚当たり10円
	6 山形	山形県議会情報公開条例の規定により、誰でも開示を請求することができ、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものなどの不開示情報を除き、領収書の写し等を提供している。なお、閲覧は、山形県政務活動費の交付に関する条例の規定により、誰でも閲覧することができ、議会事務局内で、午前9時から午後4時30分まで閲覧することができる。
	7 福島	公文書開示請求に基づき写し等を交付。（申請は窓口での申請のほか、郵便・ファクシミリによる提出も可。メールでの申請は不可。開示は窓口での写し等の交付のほか、郵送での写し等の交付も可。） なお、閲覧については議会書庫（本庁舎2階 北東側）にて、平日の午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）閲覧可。
	8 東京	公文書開示請求の手続きは必要ない。 収支報告書及び収支状況報告書は東京都議会図書館で、領収書等の写しは東京都議会議事堂二階の議会局管理部経理課閲覧室で閲覧できる。
関東	9 神奈川	領収書等の証拠書類の写しについては、県の情報公開制度の手続きを経て、閲覧に供している。また、希望者には、証拠書類等の写しのコピーを有償（普通紙複写機による単色刷りA3判まで1面10円）で交付している。
	10 千葉	閲覧については、「政務活動費収支報告書等閲覧請求書」の提出により行う。 写しの交付については、閲覧後に「公文書等の写しの交付申請書」の提出により行う。
	11 茨城	紙媒体により、1枚につき10円で提供している。
	12 栃木	条例及び条例施行規程で閲覧及び写しの交付を規定している。 ・請求書により、閲覧時間内の閲覧及び写しの交付を請求することが可能。なお、写しの交付について、交付を受ける者は当該交付に要する費用を負担しなければならない。
	13埼玉	埼玉県議会情報公開条例に基づき、写しを交付する。 費用は、A4版（モノクロ）片面1枚につき10円。
	14 群馬	情報公開条例に基づき、写し（紙、CD-R等）を交付。写しの作成に要する費用として、紙で交付した場合は複写1枚につき10円、CD-Rで交付した場合はCD-R1枚につき200円に複写1枚につき10円を加えた額を徴収
	15 山梨	政務活動費収支報告書の閲覧に供する書類の写し（紙媒体又は紙媒体をスキャンしたPDFデータ）を請求者の実費負担で県民情報センターにおいて交付
	16 長野	情報公開条例の手続きにより写しを交付している。
東海北陸	17 新潟	情報公開条例等に定める手続に基づき、書面により提供を行っている
	18 愛知	口頭による請求に応じて、紙またはCD（データ）により提供（即日）している。
	19 三重	三重県情報公開条例施行規則第10条第1項により以下のとおり提供している。 ・紙での提供 1枚 10円 ・CD-Rでの提供 1枚実費（平成27年5月～平成28年3月分は35円×2枚=70円）
	20 静岡	紙による提供（1枚10円）
	21 岐阜	収支報告書・領収書は閲覧に供しており、写しの希望があれば「行政資料供与申込書」の提出により、即日交付している。
	22 富山	閲覧については、議会事務局に申し込みの上、直ちに行うことができる。（平日8:30～17:00） 写しの交付については、富山県情報公開条例に基づき、所定の手続きにより行っている。
	23 石川	情報公開請求により、「領収書の写し等」の閲覧又は写しの交付を行う。
	24 福井	議会図書室で領収書等を閲覧できるようにしている。写しの交付には一枚10円をいただいている。

近畿	25 京 都	コピー（10円/1枚）を提供（情報公開請求手続きは不要）
	26 大 阪	収支報告書等の提出期限の翌日から起算して61日目から、5年間閲覧に供される。府議会情報コーナーで常時閲覧、複写可。
	27 兵 庫	コピーを1枚10円で提供。H27.6.11以降分の領収書添付様式等については、1枚につきCD, DVDは60円で提供
	28 奈 良	「奈良県政務活動費に係る収支報告書及び領収書等の閲覧に関する要綱」第6条に基づき、収支報告書及び領収書等の写しの交付の申し出があったときは、収支報告書及び領収書等の写しの交付を行う。（1枚につき10円を徴収。）
	29 和 歌 山	写し1枚10円の開示手数料を徴収し、紙ベースでの提供をしている。
	30 滋 賀	紙により提供
中国	31 広 島	コピー（紙）の交付（10円/枚） 閲覧申請により、収支報告書及び添付書類（領収書の写し等を含む）の閲覧は可能
	32 岡 山	コピー1枚につき10円での提供を行っている。
	33 鳥 取	・コピーの交付 ・スキャナにより読み取った電磁的記録をCD-R等に複写して交付 ・スキャナにより読み取った電磁的記録を電子メールにより送信
	34 島 根	島根県情報公開条例に基づく公文書公開請求書を受領し、公開決定通知書を交付した上で、領収書の写し等を提供している。
	35 山 口	紙（写し）を情報公開請求に基づき交付（郵送もしくは手交）
	36 番 川	情報公開条例の規定により、個人情報等の非開示部分を黒塗りにしたもののが写しを提供
四国	37 徳 島	住民からの申出（1枚もの書面）により、交付を希望する収支報告書や領収書等のコピーを1枚(片面)当たり10円で提供している。
	38 高 知	高知県情報公開条例第5条の規定に基づく公文書開示請求を受け、コピー又はCD-Rでの提供を行う。
	39 愛 媛	愛媛県政務活動費の交付に関する条例及び同規程により、誰でも請求により閲覧できるが、写しは、愛媛県情報公開条例による請求により、1枚10円で提供している。
	40 福 岡	紙により提供。 (なお、領収書等の写しは、議会図書室にて公開している。)
九州	41 大 分	閲覧は、議会事務局で、だれでも無料で可能（午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（県の休日を除く）） 写しの交付は、情報公開請求による（有料）
	42 佐 賀	佐賀県情報公開条例の規定に基づき、相手側から「公文書の写し等の交付申請書」の提出を受け、領収書等の写しを交付している。（10円/枚）
	43 長 崎	非開示情報（議員の個人情報や印影等）を黒塗りしたものを作成
	44 宮 崎	閲覧用に黒塗りしたものを複写し、紙媒体で提供。
	45 熊 本	写しの交付
	46 鹿児島	情報公開条例により、写しを紙により提供。
	47 沖 縄	紙又はPDFデータ（CD又はDVD）

(2) 議長の調査について

北海道東北	1 北海道	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務局による書類確認（収支報告書及び添付書類を四か月ごとに提出を求め、事務局において事前点検し、計算誤りや説明内容について指摘、助言等を実施）</li> <li>第三者協議会による調査等（助言を議長に報告。議長から各議員あて通知）</li> </ul>
	2 青森	議長に提出された収支報告書等については、「必要な書類が整っているか」、「各書類の整合性があるか」等の外形的な確認のほか、「記載内容が適切か」、「用途が政務活動費を充てることができる経費の範囲（政務活動に要する経費）に適合しているか」等の確認を行う（この事務は、議会事務局において行っている）。
	3 岩手	議員から収支報告書等が提出された際に、事務局職員において審査を行っている。 審査については、1議員当たり複数名で審査を行い、疑義がある場合は議員に確認することとしている。
	4 秋田	事務局をとおして収支報告書の精査（確認、助言等）を行う。
	5 宮城	<ul style="list-style-type: none"> <li>収支報告書提出後に、議長が調査権を発動した事例はない。 (調査の結果、議長が必要があると認めるときは、是正勧告することができる。)</li> <li>収支報告書の提出前に、事務局において月毎の支出報告書等の内容を確認している。 (議長の調査権の発動ではなく、事前チェックの位置づけ)</li> </ul>
	6 山形	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務局において計算誤りや説明内容について指摘、助言等を実施する</li> <li>議長は、必要があると認めるときは、是正勧告を行うことができる</li> </ul>
	7 福島	事務局に、収支報告書の精査を行わせている。
関東	8 東京	<ul style="list-style-type: none"> <li>会派代表者に対し、四半期ごとに収支状況報告書の提出を求める。 収支状況報告書の提出を受け、必要がある場合は、代表者に対し、経理帳簿等の提示を求めて調査することができる。</li> <li>調査等に関し、専門的見地からの意見を聞くため、議長指名の三人以内の学識経験を有する者で構成する東京都議会政務活動費調査等協議会を置く。</li> </ul>
	9 神奈川	<ul style="list-style-type: none"> <li>神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例を平成28年3月4日付で改正し、議長が政務活動費の支出等について、必要に応じて調査を行うことができる旨を規定したが、現在適用した事例はない。</li> <li>事務局が四半期ごとに領収書等証拠書類について事前審査を実施</li> </ul>
	10 千葉	事務局職員による収支報告書の確認を行う
	11 茨城	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会事務局職員は、提出された収支報告書等について、条例・手引に適合しているかどうか、必要に応じて会派の経理責任者に説明を求めながら確認を行っている。</li> <li>収支報告書の及び添付書類についてを四半期ごとなど事前に提出を求め、事務局において事前点検し、計算誤りや説明内容について指摘、助言等を実施</li> </ul>
	12 栃木	<p>必要に応じて、収支報告書や会派が整理保管している証拠書類等の調査を行う。 また、議長のもと設置した第三者機関により、抽出した事案について調査を行い、会派に対して必要な助言を行う。</p> <p>なお、事務局においては、隨時、会派から提出された書類について、原則として書面上の確認を行う。</p>
	13埼玉	議会事務局が会派の協力を得て四半期ごとに領収書等証拠書類の事前チェックを行い、確認が必要なものや疑義のあるものは助言や意見を付して返却する。このほか、必要に応じて調査を行う。
	14 群馬	事務局をして収支報告書の精査を行う
東海北陸	15 山梨	事務局をして収支報告書の精査を行う
	16 長野	事務局において、年度途中及び議長提出前に関係書類のチェックを行っている。
	17 新潟	事務局が収支報告書の精査を行い、疑義がある場合には議員と面談し確認を行っている
	18 愛知	<p>ア 必要があると認めるときは、会派・議員から収支報告書の内容について報告を求めるができる。</p> <p>イ アの報告を受けた場合、会派・議員の協力を得て、会計帳簿及び証票類等の提示を求め、調査することができる。</p> <p>ウ イの調査の結果、政務活動費を充当できる経費の範囲のものでないと認めるときは、収支報告書等を是正するよう求めることができる。</p> <p>また、領収書等について、概ね四半期ごとに提出を求め、事務局において事前点検をしている（収支報告書の提出は求めていない）。</p>
	19 三重	三重県政務活動費の交付に関する条例第14条により、議長は、収支報告書について必要に応じて調査を行う等とあることから、具体的には、議長からの指示を受け、事務局において記入漏れ、費用弁償との重複の有無、計数のチェックなどの審査を行っている。

東 海 北 陸	20 静岡	事務局で収支報告書及び支出証拠書等の精査を行う。 (なお、議長の調査に関する要綱では、会派に使用状況報告を求めること、会派保管書類の調査及び会派への是正勧告ができることが定められている。)
	21 岐阜	超党派の議員で構成されている「議会活性化改革検討委員会」において規定された「政務活動費マニュアル」に基づき、事務局において議員から提出された収支報告書がマニュアルに基づき適正に支出されているか確認作業を行っている。
	22 富山	事務局をして収支報告書の精査を行う
	23 石川	事務局をして収支報告書等の精査を行い、議員への問合わせや証拠書類の提示を求める内容の確認を行う。
近畿	24 福井	事務局をして収支報告書および領収書等の内容を調査する。
	25 京都	事務局において、提出された全ての書類について、「提出すべき書類がもれなく提出されているか」「提出書類の記載内容について、計算誤りや記載ミスなどがないか」「按分比率等が「使途基準の考え方」に合致しているか」という視点から確認を行う
	26 大阪	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議長は、第三者機関の検査等協議会（学識経験者及び議長が選任する議員をもって構成する合議体）の調査の結果、必要があると認めるときは、会派又は議員に対し、収支報告書の内容を是正すべきことを勧告することができる。</li> <li>・是正勧告を受けた会派が、正当な理由なく、勧告に応じない場合は、議長は①第三者機関の意見を聴き、②会派に十分な弁明の機会を与えた後、収支報告書の是正命令を行うことができる</li> <li>・規程第12条により、議長は、年2回以上、収支報告書及び会計帳簿等の写しの確認を行うとともに、必要に応じ、条例第2条の使途基準に従い使用されているかの旨を規定。</li> </ul> <p>（検査の実施方法）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①議会事務局職員による書類確認</li> <li>・確認作業の対象は、全会派及び全議員から提出されたすべての書類とし、原則として書面上の確認を行う。</li> <li>②政務活動費検査等協議会による検査 <ul style="list-style-type: none"> <li>・学識経験者委員 2名（弁護士・公認会計士）、議員委員 3名（交渉会派から推薦された議員）で構成。</li> <li>・会派及び議員のうちから一部を抽出し、検査を実施する。提出書類の検査とともに、必要に応じて、学識経験者委員が対面調査を実施する。</li> </ul> </li> </ul>
	27 兵庫	調査の結果、必要があると認めるときは、各会派代表者会議の意見を聞いた上で、是正勧告を行うことができる。是正勧告を受けた会派が、正当な理由なく、勧告に応じない場合は、議長は①兵庫県議会政務調査等協議会の意見を聴き、②会派に十分な弁明の機会を与えた後、収支報告書の是正命令を行うことができる。
	28 奈良	事務局による書類確認（収支報告書及び領収書等）を行う。
	29 和歌山	事務局をして収支報告書の精査を行う。
	30 滋賀	事務局をして収支報告書の精査を行う
中国	31 広島	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H20に議長の命により、事務局において会派の保管する会計帳簿・証拠書類の提出を受け、収支報告書と会計帳簿の整合、公費負担経費等との重複確認、使途基準の逸脱の有無について調査を行い、調査結果から会派に対して訂正の依頼を行った事例がある。</li> <li>・H20以降、事務局長から各会派に対し事前に関係資料を提出（四半期ごと）するよう依頼し、内容確認を行っている。（事務処理要領の内容との整合、検算、領収書等の確認、公費負担経費等との重複確認 等）</li> </ul>
	32 岡山	事務局をして四半期ごとに、議員が調整した会計帳簿及び整理保管している領収書等の書類について、内容を確認する。
	33 鳥取	議長は、政務活動費の適正な執行を図るため、提出された収支報告書の内容について必要な調査を行わせている。 具体的には、収支報告書等の提出後、事務局が指針に沿った支出や必要な領収書等の添付がなされているか等の点検を行い、必要に応じて事務局が個別に内容確認を行っている。
	34 島根	必要に応じて事務局をして収支報告書等の調査を行う。また、議員が作成した領収書等の書類について、年度途中で定期的に事務局の事前確認を行う。 平成28年10月には、事前確認の案内に併せて、議長から各議員へ証拠書類等の作成及び整理保管に十分留意し、適正な事務処理に努めるよう書面で周知した。
四 国	35 山口	事務局をして収支報告書の精査を行う
	36 香川	事務局が、収支報告書等のチェックを行い、必要に応じ、指導・助言を行っている。
	37 徳島	条例第9条に「議長は、収支報告書や領収書等が提出されたときは、必要に応じ調査を行う」と規定されている。
	38 高知	事務局をして収支報告書の精査を行う。
	39 愛媛	議員から四半期ごとに領収書等の任意提出を求め、事務局で使途の適正性等の確認を行っている。

	40 福岡	議長から委嘱を受けた専門委員（公認会計士、弁護士）が、収支報告書等の提出前に政務活動費として充当予定の経費の適合性等について確認を行い、必要に応じて指導・助言等を行っている。
	41 大分	議長の調査権は特段使用していないが、事務担当者向け説明会開催、議長から各会派代表者に適正執行の通知文書を発出、また、交付額確定作業の中で会計帳簿のチェックを行うなど、透明性の確保に向けた取組を行っている。
九州	42 佐賀	事務局において、収支報告書（領収書等を含む）の内容確認作業（計数確認、充当の可否など）を行うよう指示されている
	43 長崎	事務局をして収支報告書のチェックを行う
	44 宮崎	事務局をして収支報告書及び領収書等証拠書類の精査を行う。
	45 熊本	事務局をして収支報告書の精査を行う
	46 鹿児島	事務局において提出を受けた収支報告書の内容（金額、用途、月日等）を確認し、疑義があるものについては、議員へ確認
	47 沖縄	事務局にて収支報告書の精査を行う

(3)会派の関与について

北海道東北	1 北海道	特になし。
	2 青森	議員本人に直接交付しているため、会派の関与はない。
	3 岩手	特になし。
	4 秋田	特になし。
	5 宮城	会派は、所属議員から提出される月ごとの政務活動費支出報告書等の内容を確認した上で、当該月分の政務活動費を議員に交付する。
	6 山形	条例には特に定めがなく、把握していない。
	7 福島	・各会派毎に政務活動費経理責任者を定め、経理責任者は会派の収支報告書等について、チェックする役割を担っている。 ・各会派の経理責任者をはじめとする代表議員が、福島県政務活動費検討会において、透明性の確保に向けた検討を行い、会派所属議員への検討結果の周知徹底を行っている。
関東	8 東京	会派は、経理責任者を定めなければならない。 経理責任者は、経理帳簿、領収書及び支出の事実を証する書類等を整理し保管する。 ※会派に交付しているため、会派は各議員の支出状況を取りまとめている。
	9 神奈川	交付方法として、会派交付を採用する会派は、政務活動費経理責任者及び政務活動費監査責任者を設置しなければならない。また、政務活動費監査責任者は、会派に交付する政務活動費の収入及び支出について監査を行わなければならない。
	10 千葉	特になし。
	11 茨城	会派の政務活動費経理責任者は、政務活動費の執行について、所属議員に対し事前に指導助言を行うとともに、隨時、相談に応じており、所属議員から収支報告等を受けた際には、その活動目的、充当金額や充当割合などの内容について、提出を受けた領収書をはじめ、活動記録等や各種契約書等により対象経費の範囲に適合しているかを確認したうえ、会派代表者から承認を受けている。
	12 栃木	本県では、会派に対してのみ政務活動費を交付しており、議員又はグループは会派から委任された政務活動に要した経費について、毎月、執行状況報告を作成し証拠書類を添付の上、当月分を翌月10日までに会派経理責任者に報告する。会派経理担当は、内容確認の上、所要経費を支払う。各会派は、毎月当月分の政務活動費の執行状況を集計する。 また、会派は、議員又はグループから提出された、雇用契約書、事務所設置状況報告書、政務活動報告書等を、適切に整理保管する。
	13 埼玉	四半期ごとに各会派の経理責任者が議員の領収書等証拠書類の内容をチェックしている。
	14 群馬	交付対象は会派であるため、会派は収支報告書及び証拠書類を会派各議員から提出を受け、内容を確認し、会派として取りまとめ、事務局に提出している。
東海北陸	15 山梨	議員個人分の政務活動費については、会派の関与は義務付けてない。
	16 長野	・会派による支出内容の確認 ・議員への確認後の支払い（後払い）
	17 新潟	本県では県が議員に対して直接政務活動費を交付することとなっているところ、条例等において、会派が議員個人の支出について関与する規定はない。 各会派独自の取組みについては把握していない。
	18 愛知	議員交付分については、制度上、会派は特に関与しない。 ※会派内部で独自に行っているものについては把握していない。
	19 三重	各会派に経理責任者（議員）において、政務活動費ガイドラインに基づき、議員分及び会派分を概ね3か月ごとに会派で取りまとめて事務局に相談することとしている。
	20 静岡	会派への交付のため、支出証拠書の確認を会派で行った後、議員へ交付している。
	21 岐阜	関与していない。
近畿	22 富山	各会派は県からの前払いにより政務活動費を受け取っているが、自民党会派においては、会派から各議員へは精算払い（後払い）による対応としている
	23 石川	特になし
	24 福井	会派交付分について、四半期ごとに収支報告書および領収書等の提出をお願いしている。
	25 京都	なし
	26 大阪	条例第1条の2の2項により、会派は、政務活動費の適正な使用を確保するため、その使用について当該会派に所属する議員に対する指導監督に努めなければならないと規定されている。
	27 兵庫	所属議員は、提出書類を作成して、会派の経理責任者に提出。代表者・経理責任者は書類の審査を行い、経理責任者は会派所属議員の政務活動費の適正な執行について、指導監督を行う。
	28 奈良	関与なし
	29 和歌山	議員個人への交付分に対し、会派は特に関与していない。
	30 滋賀	特になし（把握していない）

中 國	31 広 島	会派に対する交付のため、会派において会計帳簿等を作成し、収支報告書に添付とともに、関係書類の保管等が必要
	32 岡 山	会派によっては自主的に支出状況について確認を行っているが、詳細は把握していない。
	33 鳥 取	無し
	34 島 根	
	35 山 口	会派への交付はなし。（議員個人のみに交付）
四 国	36 香 川	特になし。
	37 徳 島	会派の代表者及び政務活動費経理責任者は、四半期ごとに会派の所属議員から提出された支出報告書や領収書等を審査する。
	38 高 知	会派職員（政務活動費で雇用）がいる会派については、会派職員が議員分の確認等を行っている。
	39 愛 媛	なし（交付対象は議員のため）
九 州	40 福 岡	本県の政務活動費は会派に対する交付となっており、支出に係る説明責任は会派が負うこととなる。このため、会派の経理責任者は、会計帳簿を調製しその内訳を明確にするとともに、証拠書類等を保管することが義務付けられている。また、（2）に記載した専門委員の確認時には、経理責任者が立ち会いを行い個々の議員に対する指導内容等についての情報共有を図っている。
	41 大 分	会派に交付されているため、一人会派を除き、職員を雇って事務をさせてている。
	42 佐 賀	特になし
	43 長 崎	該当なし
	44 宮 崎	議員からの相談対応、事務局との連絡・調整 等
	45 熊 本	特になし
	46 鹿児島	会派は経理責任者をおき、チェックを行う
	47 沖 縄	特に無し

## (4) 収支報告書等の調査等に係る第三者機関の設置について

都道府県	規定期間	設置の状況		名称	構成	定数	活動内容	その他、議会内に収支報告書等の調査等を行うための機関を設置している場合					
		有	無										
北海道	1 北海道	○	○	北海道議会政務活動費調査等協議会	弁護士、公認会計士、大学教授	3	・会派及び議員の収支報告書及び領収書等の写しのうちから抽出により調査を行い、必要に応じて指導及び助言を行う。 ・会派及び議員からの随時の相談に応じるとともに、助言を行う。 ・議長の求めに応じ、政務活動費の制度全般に関する提言又は意見の提出を行う。						
	2 青森	○											
	3 岩手	○											
	4 秋田	○											
	5 山形	○											
	6 福島	○						政務活動費検討会を設置し、政務活動費の更なる透明性確保のため、適宜協議を行っている。					
	7 滋賀	○											
関東	8 東京	○	○	東京都議会政務活動費調査等協議会	議長が指名する3人以内の学識経験を有する者 現在は、弁護士2名と税理士・公認会計士(両資格を有する)1名	3以内	収支報告書及び領収書等に關し、検査を行うことができる。 会派との意見交換等を行うことができる。 議長又は会派に対し、指導及び助言することができる。 収支報告書及び領収書等に關し、議長及び会派に対し提言・意見を提出し、領収書等の写しの公表時に、公表している。						
	9 神奈川	○											
	10 千葉	○											
	11 茨城	○	○	茨城県議会政務活動費調査等審査会	弁護士1名、公認会計士1名	2	収支報告書等の検査、会派との意見交換						
	12 栃木	○	○	(※設置は常設であるが、四半期ごとに抽出した事業について調査)	栃木県議会政務活動費調査会	公認会計士(1名)、弁護士(1名)	2	収支報告書に添付することとなる領収書その他の証拠書類の写し及び議長が必要と認める書類を抽出した事業により四半期ごとに調査を行う。調査結果について、各会派に対して必要な助言を行うとともに、当該年度分を総括した調査結果について議長に報告する。					
	13 埼玉	○											
	14 群馬	○											
東海北陸	15 山梨	○											
	16 長野	○											
	17 新潟	○											
	18 富山	○											
	19 三重	○											
	20 静岡	○											
	21 茨城	○											
近畿	22 富山	○											
	23 石川	○											
	24 福井	○											
	25 京都	○		○	特になし	複数の外部有識者	提出書類により、「政務活動費を充てることができる経費の範囲」及び「使途基準の考え方」に適合しているか、検証を行う						
	26 大阪	○	○		大阪府政務活動費検査等協議会	学識経験者委員2名(弁護士・公認会計士)、議員委員3名(交渉会派から推薦された議員)で構成。	5	会派及び議員のうちから一部を抽出し、検査を実施する。提出書類の検査とともに、必要に応じて、学識経験者委員が対面調査を実施する。					
	27 兵庫	○	○		兵庫県議会政務活動費調査等協議会	弁護士、公認会計士、大学教授	3	①収支報告書の是正命令に係る意見に關すること②政務活動費の適正な使用に關することについて調査審議を行う。この他、政務活動費の執行状況等に關して、毎年定期的に、各会派代表者会議と意見交換を行う。また、年度途中においても、会派での月々の執行に關して、意見を聞く場合がある。					
	28 香川	○											
中国	29 和歌山	○											
	30 滋賀	○											
	31 広島	○											
	32 国山	○											
	33 岐阜	○											
	34 岐阜	○											
	35 山口	○											
四国	36 香川	○											
	37 徳島	○						議会事務局内に事務局長をトップに秘務課、議事課、政策調査課の課長、副課長で組織する「政務活動費調査委員会」を設置し、支出報告書や領収書等を「目的への適合性」、「実費弁償の原則」及び「按分により支出」の考え方に基づき、審査している。					
	38 高知	○											
	39 香川	○											
	40 福岡	○	○	福岡県議会政務活動費事前確認専門委員	公認会計士と弁護士	2	全ての領収書等の支出書類の内容確認と指導・助言						
	41 大分	○											
	42 佐賀	○											
九州	43 長崎	○											
	44 宮崎	○											
	45 熊本	○											
	46 鹿児島	○											
	47 沖縄	○						平成28年度より事務局の判断の参考のため、弁護士事務所から指導・助言を受ける委託業務を実施している					
	合計	8	39	7	0	1							

(5)いわゆる後払い(精算払い)方式の導入について

		導入して いる	導入時期	運用方法
		いない		
北海道東北	1 北海道	<input type="radio"/>		
	2 青森	<input type="radio"/>		
	3 岩手	<input type="radio"/>		
	4 秋田	<input type="radio"/>		
	5 宮城	<input type="radio"/>	平成21年4月1日	概算交付された会派が、所属議員から毎月提出される支出報告書を精査の上、交付する。
	6 山形	<input type="radio"/>		
	7 福島	<input type="radio"/>		
関東	8 東京	<input type="radio"/>		会派に交付している。議員に前払いか後払いかは、それぞれの会派による。
	9 神奈川	<input type="radio"/>		
	10 千葉	<input type="radio"/>		
	11 茨城	<input type="radio"/>		
	12 栃木	<input type="radio"/>	平成25年3月1日	概算交付された会派が、所属議員又はグループから毎月、会派経理責任者に報告される執行状況報告書及び添付された証拠書類を会派経理担当が内容確認の上、所要経費を支払う。
	13埼玉	<input type="radio"/>		
	14群馬	<input type="radio"/>		
東海北陸	15山梨	<input type="radio"/>		
	16長野	<input type="radio"/>		県から会派には先払い、会派から議員に支払う際の規定はないが、実態として後払いのケースも多い。
	17新潟	<input type="radio"/>		
	18愛知	<input type="radio"/>		
	19三重	<input type="radio"/>		
	20静岡	<input type="radio"/>		
	21岐阜	<input type="radio"/>		
近畿	22富山	<input type="radio"/>		
	23石川	<input type="radio"/>		
	24福井	<input type="radio"/>		
	25京都	<input type="radio"/>		
	26大阪	<input type="radio"/>		
	27兵庫	<input type="radio"/>	平成27年6月11日 ※完全実施。一部会派はH26.10月分から先行実施。	所属議員から毎月提出される支出報告書を、会派及び事務局のチェック後会派から議員に交付する
	28奈良	<input type="radio"/>		
中国	29和歌山	<input type="radio"/>		
	30滋賀	<input type="radio"/>		
	31広島	<input type="radio"/>		
	32岡山	<input type="radio"/>		
	33鳥取	<input type="radio"/>		
四国	34島根	<input type="radio"/>		
	35山口	<input type="radio"/>		
	36香川	<input type="radio"/>		
	37徳島	<input type="radio"/>	平成28年4月1日	知事から四半期ごとに前払い交付された会派が、所属議員から四半期ごとに提出された支出報告書等を審査の上、適正と認められる支出について交付する。
九州	38高知	<input type="radio"/>		
	39愛媛	<input type="radio"/>		
	40福岡	<input type="radio"/>		
	41大分	<input type="radio"/>		
	42佐賀	<input type="radio"/>		
	43長崎	<input type="radio"/>		
	44宮崎	<input type="radio"/>		
	45熊本	<input type="radio"/>		
	46鹿児島	<input type="radio"/>		
	47沖縄	<input type="radio"/>		
	合計	4	43	

(6)これまでに、上記以外の観点から行った運用見直し

		<ul style="list-style-type: none"> <li>交通費等の支払方法について、実費支払を原則化</li> <li>人件費を充当するのに適さない「親族」の範囲に「生計を一にする者」を明記するなど親族雇用等の制限</li> </ul>
北海道東北	1 北海道	<ul style="list-style-type: none"> <li>年2回の収支報告書等の事前確認の実施</li> <li>審査担当者の増員など職員体制の充実強化</li> <li>政務活動費以外の経費との按分が必要な経費について、その根拠を明確化</li> <li>JR等の交通費についても原則領収書提出</li> </ul>
	2 青森	<p>【政務活動費の事務処理マニュアルの見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自家用車利用の場合の1キロメートル当たりの交通費単価を25円から37円に改正（平成20年10月23日改正）。</li> </ul>
	3 岩手	<ul style="list-style-type: none"> <li>按分による支出が可能な経費の種類は限定しないこととし、事務所費、人件費についても合理的な按分が可能な場合は2分の1を超えて支出できるよう改正（平成25年2月25日改正）。</li> <li>収支報告書に添付するものとして、領収書その他の証拠書類の写しのほか、会計帳簿のうち支出に関する部分（支出簿）の写しも提出するよう追加（平成25年2月25日）。</li> </ul>
	4 秋田	<p>直近では、平成26年度、議会運営委員会内に「政務活動費に関する検討小委員会」を設置してマニュアル等の見直しを行い、平成27年5月から適用している。主な内容は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>宿泊を伴う海外・県外調査に、調査報告書の添付を義務付け。</li> <li>講師謝金の上限は、1人1回あたり20万円を上限。</li> <li>清掃用具等及び事務費の事務用機器のリース料は、合計で1カ月あたり10万円を上限。</li> </ul>
	5 宮城	<p>平成21年4月から</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>飲食を伴う会合への支出条件を規定</li> <li>自家用車利用の場合の旅費の簡便計算方法を廃止し、キロ単価（当時37円/km、H25から32円/km）を採用</li> <li>全ての使途項目について、政務活動費の充当実績に応じた按分計上を適用</li> </ul>
	6 山形	<ul style="list-style-type: none"> <li>要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費について議員本人の活動に対して支出できることとする「要請陳情等活動費」を新たに規定</li> <li>各種団体が主催する会議等に議員として参加要請があった場合は充当できることとする「会議費」の内容を追加</li> <li>政務活動費以外の経費との按分が必要な経費について、按分の上限の2分の1を超えて充当する場合は、その根拠を明らかにすることを追加</li> <li>人件費を充当するのに適さない「親族」の範囲について、「生計を一にする者」と明記</li> </ul>
	7 福島	<p>政務活動費検討会において、平成26年度には①「支払証明書」への支払根拠書類の添付、②「活動報告」内容の具体的記載の徹底、③「切手購入」に係る料金別納制度の活用、</p> <p>平成27年度には①「事務所の賃貸借」の契約書の作成の義務付け、②「自動車リース」の契約等に係る書類の作成の義務付け、③「県政報告等の印刷物」の成果確認、④「人件費」の確認方法、⑤「インターネット公開」の拡充などについて取りまとめ、手引き等の改正を行った。</p>
	8 東京	<p>政務活動費の指針の策定（政務活動費の手引きの改定、名称変更）</p> <p>①曖昧な表現の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>飲食費に充当できない事例の例示。</li> <li>名刺の記載内容を限定し、政党の履歴・役職等を記載する場合は按分することを明確化。</li> <li>資料・印刷物作成について、金額にかかわらず成果物を保存。</li> <li>車両リースは、議員1人当たり1台限り、充当限度額は年間80万円。</li> <li>調査研究委託に係る成果物を保存。</li> <li>会費、参加費、年会費等、1回当たり1万円を限度額とし、会合等の案内状等を保存。</li> <li>切手購入費、充当限度額は1回当たり1万円。1回の郵送で1万円を超える切手を使用する場合は、郵送時に郵便局が発行する領収書をもって充当可。</li> <li>はがきの購入について、1回につき1万円を超えて政務活動費を充当する場合は、発送したはがきの写し又は見本を保存。</li> <li>備品購入時期、議員の任期満了の日前6月に当たる日等以降は、10万円を超える備品の購入費への政務活動費の充当不可。</li> </ul> <p>②新規事項の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年賀状等時候の挨拶用途のはがきの購入・印刷経費への政務活動費の充当不可。</li> <li>政治資金パーティ参加費等への政務活動費の充当不可。</li> <li>1件につき10万円を超える政務活動費を充当する支出は、原則振替、振込又はクレジットカード等金融機関を利用した支払方法による。</li> </ul>
	9 神奈川	<p>（主な見直し内容）</p> <p>平成24年度交付分から実施。</p> <p>①政務活動費を充てることができない経費として「会議に付随した飲食を伴う懇親会の経費など、飲食に要した経費」を追加。</p> <p>②チェック強化のため、年2回の事前確認の実施。</p> <p>③車リース料の上限額（月額50,000円）の設定。</p> <p>④航空機のビジネスクラス利用の制限（フライト4時間以上）</p>
	10 千葉	

関東	11 茨城	人件費、事務費及び事務所費等の按分比率の見直し
	12 栃木	使途の透明性の確保のため、運用指針により厳しい運用を行っている。 (タクシー乗車区間の明記、事務用品の品名の明記、意見交換会参加費の1日当たりの充当件数の抑制)
	13 埼玉	宿泊費の定額制の廃止、調査雑費の廃止、宿泊を伴う政務活動費について、活動内容を明確にした様式の追加など
	14 群馬	平成21年度分の收支報告書から、使途基準や運用指針に合致するかを判断するに当たっての、判断材料をより充実させることを目的として、次の書類の作成・提出を義務づけた。 ①県外・海外調査概要書 ただし、H26.5.30以降の宿泊を伴う県外、海外への調査に関しては、実施計画書・実施報告書及び設問1(1)で記載した報告書概要版を提出することとしたため、現在は、県外への日帰りでの調査の場合のみ提出することとなっている。 ②意見交換会等概要書 ③印刷物(広報紙等)の原本の提出
	15 山梨	・飲食を伴う会合の会費には充当しない(平成21年度～以下同じ) ・書籍を購入した場合は領収書等に購入した書籍名を記載するか、当該書籍の表紙の写しを添付 ・ホームページ関連経費に充当する場合は1/2を上限とする ・後援会や自宅と兼ねた事務所で使用する事務用品購入費に充当する場合は1/2を上限とする ・名刺代には充当しない ・携帯電話料金に充当する場合は1/2を上限とする 等
	16 長野	平成27年度交付分から県外・海外での活動の場合に活動報告書の提出が義務づけられた。
	17 新潟	○ 海外調査報告書の提出の義務化【平成25年度～】 ○ 支払証明書の取扱いの見直し ・各種会合の会費は不可【平成25年4月～】 ・公共交通機関の運賃について、県内旅行に限定(特急券・座席指定券は不可)【平成25年12月～】 ○ 給与支払簿・県外活動報告書・賃借事務所概要報告書の提出の義務化【平成26年度～】
	18 愛知	・平成25年3月に、議員個々による自発的な情報公開(ホームページ、広報紙及び住民との意見交換の場などを活用)に努めることを政務活動費ガイドラインに追記するとともに、会派で取りまとめ事務局に相談する期間を、会派分について概ね6か月ごとから3か月ごとに見直した。(議員分は從来から3か月ごとになっている。) ・事務局のチェック体制強化を図るため、平成26年度から担当職員を1人から2人にしている。
	19 三重	支払証明の原則廃止(支払証明可能なものを限定)、JR等の交通費についても原則領収書提出、切手・はがき等の原則購入禁止(月額1万円以内の購入に限り充当可)、県外調査概要書の様式変更
	20 静岡	・費用が高額となる海外での政務活動について、計画書及び報告書を議長に提出することを規定。(平成25年8月) ・年度途中における報告書等の確認作業を実施。(平成27年度から提出は任意)
	21 岐阜	実績報告書等の提出義務化、鉄道やバスの領収書の提出義務化、親族所有物件や議員自身が代表を務める法人所有物件に対する事務所費の支出への制限
	22 富山	チェックのための職員体制の強化、チェック体制の充実
	23 石川	特になし
	24 福井	平成27年7月に見直しを実施 (1) 次の書類を新たに提出書類とする 「事務所状況等説明書」、「印刷物配布費用等説明書」、「備品台帳(取得価格10万円以上の備品)」、「会計帳簿」 (参考)これまでから提出が必要とされている書類 「領収書その他の証拠書類の写し」、「広聴広報活動等に用いる成果品」、「府外調査等に係る行程表、研修会、会議等の案内資料・次第」など (2)次の事項についても、新たに活動報告書の提出対象とする 「府内での宿泊を伴う活動」、「参加費、会費等が必要な会議、会合、研修会等への参加」、「各種団体への会費の支出」 (参考)これまでから提出が必要とされている活動 「府外で行う視察調査、要請陳情活動」、「調査委託」、「会場使用料を伴う研修会、後援会、各種会議等の実施」 (3)支払証明書による対応可能支出の明確化 「交通費のうち近距離のもの(自動券売機で購入する切符代、路線バス運賃)」→「自動券売機で購入する切符代(特急料金、座席指定料金等運賃の他に特別の費用が伴うものを除く。)及び路線バス運賃」 (4)按分率関係の見直し(基本按分率) ①按分率の考え方等を説明するための定型様式(事務所状況等説明書【別紙1】)を新たに定める ②政務活動の割合が不明な場合の按分率の上限を1/2とするなど一部項目の按分率の変更を行う
東海北陸	25 京都	近畿

近畿	26 大阪	生計を一にする親族への充当不可 雇用職員の給料等の入件費を充当する場合、雇用実態を確認できる証拠書類の提出
	27 兵庫	「領収書等の原本提出を義務化」「切手等の購入の制限：月額1万円未満まで」、「海外視察事前計画書・報告書の作成を義務付け」、「親族雇用等の制限：配偶者・二親等以内の親族及び同一生計の者の給与等への充当不可」、「チェックのための職員体制の強化：平成27年1月1日から2名、平成27年4月1日から1名増員」
	28 奈良	議会改革推進會議にて検討中で未定
	29 和歌山	海外調査を充当する場合は、活動記録簿の提出を義務付け、収支報告書と一緒に閲覧に供することと変更し、今後、手引きを改訂する予定である。
	30 滋賀	
中国	31 広島	
	32 岡山	特になし。
	33 鳥取	「旅費早見表の廃止」、「例外なくすべての領収書の添付を義務づけ」、「証拠書類のレシート優先」、「関連会社や親族への支出の禁止」、「広報費の成果物の添付」「按分の根拠を明示するための資料の様式を設定し添付を義務づけ」、「県内政務活動に係る報告書の添付を義務づけ」等
	34 島根	・収支報告書のホームページ公開（平成27年度より） ・海外視察・調査及び調査委託を行った場合に政務活動報告書の作成義務づけ（平成27年度より）
	35 山口	1つの活動が政務活動と一体として行われた場合の按分割合上限を1／2（広報費を除く） 政務活動費で作成した県政報告などの広報紙原本の提出
四国	36 香川	
	37 徳島	「具体的な活動内容や支出内容の詳細記載」、「添付書類の充実」、「領収書等のホームページ公開」など
	38 高知	飲食を伴う会議への充当の廃止、宿泊料の実費充当、JR等の交通費についても原則領収書提出、高知市に設けた宿所への充当など
	39 愛媛	平成27年度から、審査担当者を1名増やした。
	40 福岡	・海外・県外視察時の報告書、広報紙等の印刷物、会計帳簿の議長への提出義務付け ・親族雇用時の会派への提出書類の義務付け ・飲食に係る支出制限（なお、飲酒を伴う場合は充当不可）
九州	41 大分	
	42 佐賀	・交通費等の支払方法について、実費支払を原則とすることとした。（H28.5～） ・事務所費として「上下水道費」を認めることとした。（H28.5～）
	43 長崎	・長崎県政務活動費運用の手引き（平成25年3月22日改正） 交通費の日額定額を廃止 ・長崎県政務活動費運用の手引き（平成28年2月15日改正） 支払内容確認の書類の添付を追加、各種要件確認等のための様式を追加
	44 宮崎	視察等に伴う宿泊の際の夕食代について上限を2,000円に設定 自家用車使用時のガソリン代、通信費の按分率の見直し 等
	45 熊本	
	46 鹿児島	特になし
	47 沖縄	H28年度交付分から以下のとおり見直した ・ガソリン代総額の1／2→ガソリン代総額から費用弁償（交通費）を除いた金額の1／2 ・所属政党の機関誌への充当不可 ・人件費や事務所費関連の提出義務付書類の増（契約書、出勤簿、その他様式等） ・県外・海外及び宿泊を伴う県内での活動に係る記録簿の提出を義務付

(7) 政務活動費に係る事務対応のための職員体制(所管部署、職員数、事務内容等)

北海道東北	1 北海道	<p>所管部署：北海道議会事務局総務課調整グループ 職員数：6名（うち管理職1名） 事務内容等：政務活動費の収支報告に関すること 政務活動費に係る支出事務に関すること 北海道議会政務活動費調査等協議会に関すること 訴訟に関すること</p>
	2 青森	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収支報告書等の確認について、年度当初に収支報告書等が議長に提出されたときは、総務課又は議事課において書類の形式の確認を行い、更に調査課において書類の形式の再確認及び内容の確認を行う。（平成27年度収支報告書等に係る平成28年度の体制は、総務課2名、議事課4名、調査課9名）</li> </ul> <p>上記とは別に、議員からの申し出に基づいて、定期的又は隨時に領収書等の整理保管状況の事前確認を行う（平成28年度の体制は調査課9名）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政務活動費の交付に係る事務を行う（調査課及び総務課）。</li> <li>・政務活動費に係る住民監査請求及び住民訴訟に係る事務を行う（調査課）。</li> </ul>
	3 岩手	<p>所管部署：総務課総務経理担当 職員数：6名（うち政務活動費担当2名） 事務内容：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政務活動費収支報告書の取りまとめ及び閲覧に関すること</li> <li>・政務活動費の制度の運用に関すること</li> </ul> <p>※政務活動費収支報告書の審査については、総務課総務経理担当6名のほか、秘書担当2名と議事調査課9名の計17名で、1議員当たり2名により審査を行っている。</p>
	4 秋田	<p>通常は、政務調査課政務調査班（4名（内主担当1名））で関連事務を所管しているが、年間分の収支報告書の確認に当たっては、政務調査課の各常任委員会担当書記（7名）が、担当議員・会派分の一次チェックを行い、その後、全ての報告書を、政務調査班長が2次チェックを行い、政務調査課長、事務局次長が順に再確認している</p>
	5 宮城	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所管部署 総務課経理班</li> <li>・職員数 正担当：1名（班長），副担当：1名（議員報酬・職員給与等担当者）</li> <li>・事務内容 政務活動費の交付決定及び支出事務、月毎の支出報告書及び収支報告書の確認、残余額の歳入事務、政務活動費に係る住民監査請求及び訴訟対応</li> </ul>
	6 山形	<p>所管部署：議会事務局総務課 職員数：5名 事務内容：</p> <p>収支報告書及び添付書類を四半期ごとに提出いただき、事務局において事前点検し、計算誤りや説明内容について指摘、助言等を実施している。 なお、4月末日までの提出後も同様に点検を実施している。 また、随时、使途基準などの質問に対して、助言を実施している。</p>
	7 福島	<p>所管部署：議会事務局総務課 職員数（担当職員数）：4名 事務内容：①政務活動費交付事務、②提出された収支報告書等について交付条例・規則及び「政務活動費の手引き」の規定に則ったチェック（チェックの精度を高めるため、複数の職員による、一次／二次チェックを行っている。）、③政務活動費検討会・研修会等の開催等</p>
	8 東京	<p>管理部経理課 職員数6名（非常勤職員1名を含む） 政務活動費の交付に関する事務、収支報告書及び領収書等の調査及び公表に関する事務、協議会に関する事務 ※繁忙期は、課内の他の係の者がサポートする。</p>
	9 神奈川	<p>①所管部署 議会局経理課経理グループ ②職員数 課長1名、課長代理1名、政務活動費担当3名 ③事務内容 政務活動費交付事務、執行伝票等の事前審査、相談、情報公開対応等</p>
	10 千葉	<p>所属部署：総務課調整班 職員数：4名（他の事務と兼務） 事務内容：政務活動費の交付及び返還事務、収支報告書の確認事務、支出証拠書類の事前確認事務（年2回）、政務活動費の事務処理に関する相談・指導、政務活動費実務者説明会の開催、収支報告書等の閲覧及び写しの交付事務</p>
	11 茨城	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務課</li> <li>・担当補佐1名、担当2名（収支報告書等の審査については、担当補佐1名、担当6名）</li> </ul>
	12 栃木	<p>総務課 総務担当 4名 ※専任ではないため政務活動費以外の事務も担当している。</p> <p>A ・政務活動費の総括に関すること</p> <p>B ・政務活動費に関すること（A会派）</p> <p>C ・政務活動費調査会に関すること</p> <p>D ・政務活動費に関すること（その他の会派）</p> <p>D ・政務活動費に関すること（その他の会派）</p>

関 東	13 埼 玉	所管部署：議会事務局総務課 経理担当、IT・情報公開担当 職員数：経理担当5人、IT・情報公開担当3名 事務内容等：経理担当：交付手続、領収書等のチェック等 IT・情報公開担当：情報公開手続
	14 群 馬	所管部署：議会事務局総務課予算係 職員数：3名 事務内容等：政務活動費収支報告書等の事前確認、提出後の点検及び閲覧準備業務等
	15 山 梨	担当 総務課総務担当 3名（政務活動費の交付、返還に関する事務、条例・運用に関する事務、審査に関する事務） なお、議員・会派の収支報告書の審査は、上記総務担当職員を含めた議会事務局正規事務職員14名全員で2名毎の班体制で担当する議員及び会派を割り振って実施。
	16 長 野	総務課経理係で所管している。 交付担当と訴訟担当の2名体制であるが、収支報告書の確認作業は分担し、ダブルチェックを行っている。
	17 新 潟	所管部署 議会事務局総務課 収支報告書の確認事務 7名（総務課長補佐1名、総務係長1名、係員6名）で以下の作業を分担する。 ①1次チェック 報告書全体をチェック項目に従って確認 ②2次チェック 1次チェックを行った者と別の職員による全体確認 ③特定項目チェック（年度区分、費用弁償との重複、按分率などに特化した確認） ④上記①～③で疑義がある事項について、議員に確認 ⑤最終チェック なお、収支報告書確認事務以外の事務（訴訟対応、情報公開請求、議員からの照会等の対応）は、次長（総務課長兼務）、参事（課長補佐）、係長、担当のラインで対応している。
	18 愛 知	○ 議会事務局総務課総務・人事グループが所管している。 ○ 通常時は、課長補佐（総務・人事グループ班長）の下、政務活動費主担当者2名により事務を行っている。 ○ 収支報告書提出後、閲覧開始までの関係書類のチェック等の事務（5月～6月中旬）は、課内他グループ・他課室から1日最大8名程度の応援を得ている。
	19 三 重	・所管部署 議会事務局総務課 ・職員数 2人 ・事務内容 政務活動費の交付、審査、相談等
東 海 北 陸	20 静 岡	通常期は総務課の担当2名が領収書等の支出証拠書類の事前確認・相談等について対応、収支報告書提出後は、総務課職員6名で支出証拠書類の確認作業を行っている。
	21 岐 阜	・総務課幹部職員2名、係長以下9名体制。 ・収支報告書等がマニュアルに基づき適正に支出されているか確認作業を行っている。
	22 富 山	議会事務局の総務課総務係において、全係員3名のうち1名を総括担当とし、他の業務と並行して全係員で対応している
	23 石 川	所管部署：事務局総務課 職員数：6名 事務内容：収支報告書等の確認、住民監査請求・訴訟、情報公開請求、条例・規程・マニュアルの改正など
	24 福 井	所管部署：総務課 領収書等の証拠書類の確認は総務課、議事調査課の全員体制（24名）で対応している。 その他の対応（閲覧、住民監査請求、訴訟など）は総務課で対応している。
近 畿	25 京 都	○総務課総務係：（職員数）担当職員3名、（事務内容）運用全般・提出書類の点検 ○議事課政策法務係：（職員数）担当職員2名、（事務内容）制度全般・提出書類の点検
	26 大 阪	所属部署：議会事務局総務課 職員数：職員（4名）、再任用職員（3名）、非常勤職員（2名） 事務内容：確認作業の対象は全会派及び全議員から提出されたすべての書類とし、原則として書面上の確認を行っている。 (確認の視点) ・提出すべき書類がもれなく提出されているかを確認。 ・提出書類の記載内容について、計算誤りや記載ミスなどがないかを確認。 ・按分比率の誤りがないかを確認。
	27 兵 庫	総務課審査室職員：4名、総務課職員：12名、調査課に政務審査専門員11名を兼務で任命 会派から提出のあった収支報告書のチェックを行う。審査室では第三者機関である兵庫県政務活動費調査等協議会の運営及び収支報告書の審査を行う。

近畿	28 奈良	<p>所属部署 総務課 職員数 担当職員 1名 収支報告書等の書類確認（総務課職員 20名（日々雇用職員含む）） マスキング処理（課長、課長補佐、総務係 3名、控室係 10名（日々雇用職員含む））</p> <p>事務内容 ・書類確認 全会派及び全議員から提出された全ての収支報告書及び領収書等の書面上の確認を行う。提出すべき書類がもれなく提出されているか、計算誤りや記載ミスがないか、充当経費の適否を確認する。 ・マスキング処理 奈良県情報公開条例に基づき、不開示情報にマスキングを行う。</p>
	29 和歌山	所管は事務局総務課、職員 4名体制で一次確認を行い、別の職員 3名体制で二次確認を行っている。確認内容は、収支報告書記載の金額と領収書等の金額の確認、手引に沿った充当がなされているかの確認等
30 滋賀		<p>総務課所管 担当主任 一般職員 1人 事務内容 交付事務、各種照会・問合せの対応、公文書公開対応、精算審査事務のとりまとめ 精算審査体制 管理職 1人、一般職員 3～5人</p>
31 広島		<p>議会事務局総務課（次長1、総務課長1、課長代理1、經理係4） ・政務活動費交付関係事務（返還事務等を含む） ・事務処理要領の内容との整合 ・検算、領収書等の確認、公費負担経費等との重複確認 ・閲覧資料の作成 等</p>
32 岡山		<p>総務課 9名 四半期ごとに、議員が調整した会計帳簿及び整理保管している領収書等の書類について、内容を確認する。 収支報告書提出時に領収書等の書類について、内容を確認する。</p>
中国	33 鳥取	<p>所管部署：議会事務局総務課 職員数：係長 1名。収支報告書等の内容チェックは、総務課職員 3名（課長、課長補佐、係長） を中心に事務局全員体制で実施 事務内容：政務活動費の交付、精算等に係る事務</p>
	34 島根	通常は、総務課担当者 1名が政務活動費の事前確認及び各問い合わせ等に対応。収支報告書提出後の 5月～6月は、総務課内職員 4～5名で領収書等の確認、精査を実施。
35 山口		<p>・通常時・・・議会事務局総務課經理係、2名、各種問い合わせ、調査等への対応 ・報告書等確認時・・・総務課職員を中心とした事務局職員、11名、事務内容は次のとおり ①1名の議員につき2名がペアを組み確認（1次、2次チェック） ②政務活動費担当職員2名は全議員分をそれぞれ確認（3次、4次チェック） ③担当職員は①と②の確認結果をとりまとめ、総務課長に報告 課長指示により必要があれば、担当職員が議員に確認</p>
四国	36 香川	<p>①所轄部署 議会事務局総務課 ②職員数 通常時は 3名だが、収支報告書等提出時の内容チェックは、他の総務課職員や他課の職員を含め 8人体制で行っている。 ③事務内容等 政務活動費に係る財務行為、内容のチェック、指導・助言</p>
	37 徳島	総務課職員 6名。会派の結成・異動等に関する事務、交付や返還に関する事務、支出報告書・領収書等の計数チェックや具体的な内容の確認作業等
	38 高知	<p>・議会事務局総務課 ・課長及び課長補佐兼総務班長（総括）、担当 1名（政務活動費事務全般）、副担当 2名（支出伝票ダブルチェック）</p>
	39 愛媛	<p>所管部署：議会事務局総務課 職員数：4人 事務内容等：政務活動費の審査</p>

	40 福岡	所管課：総務課 職員数：5名（係長含む。） 事務内容：充当額のチェック、活動報告書の記載漏れ等の確認
	41 大分	議会事務局総務課1人（交付事務・情報公開事務） 議会事務局政策調査課4人（会計帳簿等チェック、閲覧・問い合わせ対応、使途相談対応、）、+会計帳簿チェック補助7人（繁忙期）
	42 佐賀	・所管部署：議会事務局総務課 ・職員数：7名（議長、副議長分については、それぞれの各秘書が対応） ・事務内容：収支報告書等の内容確認、マスコミ等の対応、閲覧準備・応対など
	43 長崎	政務調査課9名 収支報告書の内容確認、収支報告書の閲覧
九州	44 宮崎	所管部署：総務課総務担当 職員数：通常時 1人 収支報告書・領収書等証拠書類等の精査時 7人（上記1人を含む） 事務内容：議員や会派からの政務活動費に関する相談対応。 収支報告書や証拠書類等の精査。 政務活動に関する全国の状況などの情報収集及び提供 等
	45 熊本	所管部署 議会事務局総務課 職員数 4名 事務内容 政務活動費収支報告書の精査等
	46 鹿児島	総務課5名体制で ・必要な証拠書類が添付されているか ・記載された金額に誤りがないか ・運用指針に反するような経費に充当していないか 等を確認 疑義があるものについては、会派へ確認を行う
	47 沖縄	総務課 ・チェック担当：主査1、主任1、副参事1 ・主査、主任がそれぞれチェックした収支報告書を副参事にてダブルチェック

## 2. 運用見直しに係る検討について

(1) 現在、運用見直しに係る検討を行っている場合は、その検討内容等

		機関名	構成	定数	検討内容	検討スケジュール等
1 北海道	北海道議会改革推進会議					
2 青森	青森県議会改進会議					
3 岩手	岩手県議会改進会議					
4 秋田	秋田県議会改進会議					
5 宮城	宮城県議会改革推進会議	各会派から選出	14	政務活動費の在り方について (主に公開の在り方、第三者機関、「手引」の内容確認について)	・概ね月1~2回 ・平成28年11月下旬 までに中間報告	
6 山形	山形県議会改進会議	議長が指名する委員	8	①3か月ごとの事前点検を徹底するための方策 ②政務活動費を充当することに疑惑が生じた場合の議長調査権の行使 ③収支報告書のホームページでの公開について	・今年度はこれまで、9月26日、11月8日の2回開催 ・今後、12月定期会中に2回開催し、議長に報告書を提出する予定	
7 福島	福島県議会改進会議					
8 東京	東京都議会のあり方検討会	議会運営委員長が指名する議員 各会派から選出(人数は所属議員に応じて按分)	9	議員及び議会機能の強化に係る検討項目の1つとして政務活動費を位置づけ	議員任期満了(平成29年7月)まで	
9 神奈川	神奈川県議会改進会議					
10 千葉	千葉県議会改進会議					
11 茨城	茨城県議会改進会議					
12 栃木	栃木県議会改進会議					
13 熊本	熊本県議会改進会議					
14 群馬	群馬県議会改進会議					
15 山梨	山梨県議会改進会議					
16 長野	長野県議会改進会議	議会運営委員会委員	11	平成15年5月1日以降交付分から、月額2万円の減額措置を年度更新により継続しており、その取扱いについて毎年度検討を行っている。	・議長から議会運営委員会に諮問(6月) ・検討会議を開催(6月、9月) ・検討結果を議長に報告(9月) ・所要の条例改正(2月)	
17 新潟	新潟県議会改進会議					
18 愛知	愛知県議会改進会議					
19 三重	三重県議会改進会議	正副議長、各会派代表者、議会運営委員長	10	領収書等のホームページ公開	未定	
20 静岡	静岡県議会改進会議					
21 岐阜	岐阜県議会改進会議					
22 富山	富山県議会改進会議					
23 石川	石川県議会改進会議	議員9名、オブザーバー2名 (オブザーバーを含め全会派で構成)	11	①収支報告書のホームページ上の公開 ②領収書等の議会図書室での閲覧 ③マニュアルの改訂の検討	・随時開催 ・①、②は平成28年11月8日取りまとめ(H28交付分より実施)	
24 福井	福井県議会改進会議	各会派からの代表者	16	検討内容について協議中		
25 京都	京都府議会改進会議					
26 大阪	大阪府議会改進会議					
27 兵庫	兵庫県議会改進会議					
28 奈良	奈良県議会改進会議	各会派より委員選出	11	①政務活動費のインターネット公開(決定) ②「政務活動費の手引き」の改訂 ③提出書類及び様式 ④後払い方式等	随時	
29 和歌山	和歌山県議会改進会議	正副議長、各会派代表者、議会運営委員会正副委員長	10	収支報告書・領収書等のインターネット公開	・本会議会期中に1~2回開催。 ・現18期の任期中に検討する議題として提案されている。	
30 滋賀	滋賀県議会改進会議					
31 広島	広島県議会改進会議					
32 岡山	岡山県議会改進会議					
33 鳥取	鳥取県議会改進会議	正副議長、各交渉団体から選出された議員各2名及び交渉団体に属さない議員から選出された議員2名	8	領収書等のホームページ公開	11月定期会中に開催、検討予定	
34 島根	島根県議会改進会議					
35 山口	山口県議会改進会議	会長、副会長、委員 各会派から選出	11	後払い方式の導入	平成29年3月までに取りまとめ予定	
36 香川	香川県議会改進会議					
37 徳島	徳島県議会改進会議					
38 高知	高知県議会改進会議					
39 愛媛	愛媛県議会改進会議					
40 福岡	福岡県議会改進会議					
41 大分	大分県議会改進会議	議長、各会派から推薦された委員	11	①領収書のホームページ公開 ②交通費の取り扱い等	・月1回程度開催 ・年度末までに取りまとめ予定	
42 佐賀	佐賀県議会改進会議					
43 長崎	長崎県議会改進会議					
44 宮崎	宮崎県議会改進会議					
45 熊本	熊本県議会改進会議					
46 鹿児島	鹿児島県議会改進会議					
47 沖縄	沖縄県議会改進会議					

(2) 今後、検討を行う予定がある場合は、その検討内容等/検討の予定がない場合には、その理由

		予定がある場合は検討内容等/予定がない場合はその理由
北海道東北	1 北海道	平成25年3月手引改正時に見直し済み
	2 青森	
	3 岩手	
	4 秋田	議会事務局として、年度内に使途や添付書類等の見直しを検討する予定としている。
	5 宮城	政務活動費の在り方について、検討を継続する予定
	6 山形	
	7 福島	昨年度までの政務活動費検討会における検討結果を踏まえ、「政務活動費の手引き」の見直しを行ってきたところであり、今後とも必要に応じ、検討会において、必要な検討を行ってまいりたい。
関東	8 東京	
	9 神奈川	「政務活動費の指針」について、昨年度に検討を行い、見直し済みであるが、今後の動きについては未定である。
	10 千葉	予定なし。
	11 茨城	既に検討を行い、見直し済み
	12 栃木	昨年度、議会あり方検討会において、第三者機関の設置やホームページ公開について検討がなされ、一定の見直しを行ったところである。
	13 埼玉	運用指針は、各会派の議員が自主的に設置した任意の協議機関である「議会あり方研究会」において十分な議論の末に策定されており、その運用も適切に行われている。このため、現在のところ議員間に運用見直しに係る具体的な動きはない。
	14 群馬	昨年度、既に検討を行い、見直し済のため。
東海北陸	15 山梨	今のところ予定はない。見直しの必要性を含めてこれから議論。
	16 長野	
	17 新潟	平成27年4月に政務活動協議会（議長、会派代表者ほかで構成）において検討を行い、県外・海外での活動について所定の様式により報告書を作成し收支報告書に添付を義務づけることとした。
	18 愛知	本県では、平成25年度に運用の見直しを行っている。
	19 三重	
	20 静岡	事務局内で検討課題について洗い出しを行っている段階である。
	21 岐阜	領収書のホームページ公開等現時点では検討していないが、他の都道府県の状況を注視し、これまで政務活動費のあり方について議論してきた県議会活性化改革検討委員会において提言を行い検討する。
近畿	22 富山	今年度、既に検討を行い、見直し済み
	23 石川	
	24 福井	検討内容について協議中。
	25 京都	平成27年7月に規程及びマニュアルを見直し済み
	26 大阪	手書き領収書の取り扱いの見直しなど
	27 兵庫	既に検討を行い、見直し済み
	28 奈良	
中国	29 和歌山	「2. 運用見直しに係る検討について」（1）記載のとおり。
	30 滋賀	既に検討を行い、見直し済み
	31 広島	既に見直しを行い、事務処理要領の策定（H19）、領収書の添付（H20～）、収支報告額の一覧表のHP公開（H25～）等を実施済み。
	32 岡山	未定。領収書等の議会ホームページでの公開等を求める陳情が提出されているが、議会運営委員会において継続審議中である。
	33 鳥取	
	34 島根	平成26年度に運用見直しの検討を行い、一部見直し済み
	35 山口	
四国	36 香川	政務活動費の内容については、現在、訴訟係属中であり、今後の裁判結果を基に判断すべきである。
	37 徳島	平成27年度に県議会内に「政務活動費のあり方検討会議」を設置し、検討を行い、見直し済みである。
	38 高知	特になし
	39 愛媛	平成27年度に議会改革検討協議会の場で検討を行った結果、平成28年7月1日の27年度政務活動費の公開に併せて、議会ホームページにおいて、新たに「制度概要」、「マニュアルを含む根拠規定」、「支出状況に関する資料」の公開を始めたところであり、その後、議会内から運用等の見直しを検討しようという意見が出ていないため。
	40 福岡	
	41 大分	
	42 佐賀	
九州	43 長崎	検討の予定なし。平成28年2月に見直し済。
	44 宮崎	今後見直しを行う予定であるが、未定。
	45 熊本	平成25年に見直しを行っており、現在、見直しの予定はない。
	46 鹿児島	会派から運用見直しに関する意見等ないため
	47 沖縄	議会改革推進会議にて、会派から「政務活動費の増額及び支出の再認識」及び「政務活動費の適正化（見直し）」の協議事項があがっており、今後検討していく予定。